

III. 地球社会への貢献

1. 地球環境問題への貢献

(1) 基本的考え方

地球温暖化、森林減少、野生生物種の減少、酸性雨、オゾン層の破壊、砂漠化等の地球環境問題は、生態系としての環境の有限性が地球的規模で顕在化したものであり、今や長期的視野から喫緊に取り組むべき人類最大の課題となっている。

地球環境問題の背景には、大量の資源・エネルギー消費によって支えられている先進国の経済社会活動と発展途上国における人口増加等が共に環境を悪化させているという世界的構造問題がある。

その根本的解決のために、環境を保全しつつ、貧困の解消を図り、将来世代にわたる人類の発展を達成しようとする「持続可能な開発」の実現が必要となっているが、それは、先進国、発展途上国の双方に対し、これまでの経済社会システムの変革を求めるものである。今後の解決に向けては、先進国と発展途上国を含めた国際的取り組みが必要であり、とりわけ環境問題への対応能力に乏しい発展途上国での取り組みを促進させるための国際的な支援体制作りが重要となっている。

1992年6月のUNCED(環境と開発に関する国連会議)に際して採択等が予定されている、環境と開発の統合を掲げた「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」、「気候変動枠組み条約」等の成果は、そうした「持続可能な開発」の実現に向けた、今後の国際的取り組みの基本となるものである。

我が国は、その社会経済活動の様々な面で地球環境と関わりとともに、過去の高度成長の過程で深刻な環境問題に直面し、その克服と経済成長の維持を実現させてきた。我が国は、そうした経験や有する能力を踏まえ、国内的には

- ① 環境問題の解決に向けた技術開発の一層の推進に努め、技術進歩による経済の発展と環境保全の両立の途を最大限に追求しつつ
- ② 国民のライフスタイルや企業行動の変革を含め、省資源・省エネルギー型で環境に負荷の少ない生産・消費構造、都市・地域構造の形成を図り
- ③ 新たな法制の整備や政策手段の拡充等、地球環境時代に対応した制度的枠組み

を構築する

など、率先して環境と調和した経済社会を構築するとともに、対外的には、UNCEDに際して得られた成果の世界的な実現に向けてリーダーシップを発揮する責務を有している。

(2) 具体的方策

① 国際的枠組み作りへの積極的参画

我が国の有する技術、知識、経験、経済力を積極的に活用して、今後の国連環境計画等の国際機関や国際会議における持続可能な開発の実現に向けた国際的枠組み作りや戦略的政策形成に対し、積極的、主体的に参画する。

また、対外的な政策対応能力を強化するため、我が国自らの地球環境問題に対する理念、ヴィジョンについての国民的合意形成を促進し、関連法制度の整備や政策手段の拡充、関係行政機関や民間部門の協調・連携体制の強化を図る。

② 科学的調査研究、観測・監視の推進

人類の諸活動が気候変動等の地球環境に及ぼす影響等を科学的に解明し、地球環境保全のための基盤づくりを進めるため、地球環境に関する観測・監視と調査研究を推進する。

特に、国際的な観測・監視ネットワークの充実を図り、大気、海洋、生態系等の広域的な観測及び人工衛星による全地球的な環境監視の分野で積極的に貢献するとともに、アジア太平洋地域に重点をおいた国際共同研究の促進を図る。

③ 地球環境保全へのODAの活用

発展途上国における環境問題に対する優先順位と対応能力を高めるため、これらの国の自助努力を支援するとの観点から、地球環境保全に対し、ODA（政府開発援助）を積極的に活用する。また、政策対話を通じて発展途上国の理解を深め、発展途上国の政策体系の中での環境問題の位置づけを高めるとともに、環境案件の発掘・形成努力を通じ、開発と環境の両立に向けて多面的な方策を実施する。

i [環境セクター調整借款]

発展途上国の環境分野における監視、規制にかかる制度構築を総合的に推進するためのプログラムに対する構造調整借款（環境セクター調整借款）を国際金融機関と協調しつつ行う。

ii [中進国への有償資金協力]

中進国に深刻な環境問題に直面している国が多いことなどにより、これまで行われてきた技術協力に加え、中進国の環境案件に対しその内容に応じて有償資金協力をを行う。

iii [見返り資金の活用等誘因の一層の整備]

商品借款の見返り資金について、その使途に例えば森林保全等の環境分野を含めることを検討する。これを含め、途上国がこれらの案件をより多く取り上げるよう、援助による誘因を一層整備することが必要との考え方がある。

iv [国際機関への貢献]

国際機関を通じた援助についても、現在検討されている新たな方策について積極的な貢献を行うことを含め、地球環境保全のために十分な資源が配分されるよう働きかけを行う。

v [ガイドラインの充実]

実施機関における環境配慮のためのガイドラインの内容を充実する。

④ 環境保全に資する技術の開発、移転の推進

i [技術開発の推進]

国際的な共同研究を含め地球環境保全に資する技術の研究開発の推進を図る。特に、特定フロン^①の代替物質等地球環境に対する影響の少ない物質・製品の開発や省資源・省エネルギー技術、温暖化防止に資する環境保全技術、安全性の確保を前提とした原子力の開発利用技術、新エネルギー技術等の開発を推進する。

また、核融合、水素エネルギー等の革新的な技術についても、その積極的、計画的な開発の促進を図る。

ii [発展途上国への技術移転の推進]

発展途上国への技術の移転に当たっては、相手国の実情や必要性に合った適正技術を共同で選択・改良・開発しつつ、環境問題に対応した技術の移転を総合的・積極的に推進するとともに、環境分野における人材の育成等を進める。

例えば、近年工業化の進展が著しい近隣アジア諸国では、石炭火力発電所等の増加による大気汚染が深刻化し、国境を越えて他国に酸性雨等の影響を及ぼす恐れもあることから、新たに建設される石炭火力発電所等に対するコスト効果の高い排煙脱硫技術等の環境保全技術の移転を促進する。

⑤ 民間レベルでの環境協力への支援

我が国のこれまでの公害防止努力等を通じて、多くの環境保全技術が企業等民間部門において蓄積されていることから、民間レベルでの技術移転の活動の支援に努めるとともに、森林保全、造成、自然保護・債務スワップ等の民間活動についてもその支援に努める。

また、民間企業の海外活動については、環境配慮を徹底するとともに、その実施のための社内体制、経営システムの整備に努める。

また、豊かな知識と経験を有するNGO（非政府機関）の役割に鑑み、その自主性を尊重しつつ、情報の提供等を通じその支援に努める。

⑥ 「緑の地球経営」を目指した森林の保全・造成

森林は、木材等の供給基盤であるとともに、地球温暖化防止や多様な生物種の保全等地球規模の環境形成を図るためにも極めて重要な役割を果たしている。

熱帯林の減少等世界の森林問題への対応が重要な課題となっており、我が国は、国内の森林整備とともに、世界の森林の保全・造成や持続可能な経営の確立に向け、森林保有国の主権を尊重しつつ、政府・民間ベース、国際機関を通じた協力を推進するとともに、人材の育成、調査・研究の拡充等国際森林・林業協力を積極的に推進する。

また、「西暦2000年までに持続的管理が行われている森林から生産された木材のみを貿易対象とする」とのITTO（国際熱帯木材機関）の西暦2000年目標の達成に向け、我が国は、熱帯木材貿易のモニタリング、付加価値の向上、消費の合理化からなる「熱帯木材貿易三原則」を提唱しており、これに基づく諸施策を実施する。

2. 国際貢献の新たな展開

(1) 国際平和・安定への貢献

冷戦構造が終結し、新たな国際秩序が模索されつつある現在、我が国は国際社会の責任ある一員としての役割を積極的に果たすことが求められている。このため、地域紛争解決、国連平和協力、難民援助等の分野においても、資金・物資面のみならず、人的側面、知的側面を含めて、国際平和・安定のために着実に貢献していくことが必要である。

① 国連機能の強化、平和維持活動等についての貢献

国連機能の強化を支援するとともに、その平和維持活動等に対して積極的な貢献を図る。

② 大量破壊兵器の拡散防止等への貢献

国際的な武器輸出規制の強化に努めるとともに、核兵器、化学兵器等の大量破壊兵器・ミサイルの拡散防止等の国際的取り組みの強化に向けた努力を行う。また、国際的な協力の枠組みの下に、旧ソ連地域の核兵器解体及びそれに伴い発生する核物質の管理・平和利用や関連科学技術者の流出防止等の課題に取り組む。

③ 我が国の平和国家としての防衛力整備の在り方

我が国は、従来より平和国家としての基本的立場を堅持し、節度ある防衛力の計画的な整備に努めてきたところである。こうした努力は、日米安全保障体制と相まって、我が国の安全の確保に大きな役割を果たすとともに、我が国周辺地域の平和と安定の維持に貢献することともなっているものである。今後の防衛力の整備については、国際情勢の変化等を見極めつつ、「中期防衛力整備計画(平成3年度～平成7年度)」の修正や自衛官定数を含む防衛力の在り方について所要の検討を行う。

④ 難民問題への取り組み

地域紛争等に伴い急増している難民問題に積極的に取り組む。難民の流入国の経済・社会に与える影響を軽減するため、国際機関等を通じて、あるいは関係国に対して、資金協力・食糧援助等の支援を引き続き行うとともに、医療チームの派遣等人的面でも貢献を行う。

(2) 知的な面での貢献

我が国は、かつて諸外国から多くのものを学び、あるいは蓄積することにより、経済発展を遂げてきた。知的な資産は、金額換算が困難なものであるが、我が国がこれまでに諸外国から受けた知的な資産の恩恵は計り知れないものがある。更に、我が国においても独自の知的な資産が蓄積されつつある。

今後、我が国が国際社会に対し積極的な役割を果たしていくためには、資金面、物資面のみでなく、これまでに蓄積した知的な資産を広く諸外国に提供し、知的な面での貢献を積極的に推進していくことが必要である。

また、知的な面での貢献を推進することは、国民の間に国際社会への理解を深めるとともに、我が国に対する理解も深めるなど相互理解の促進に資するものである。

① 知的支援の推進

我が国の経験を活用した知的支援を推進するため、以下の諸方策を総合的に推進する。

i 日本の経験の体系的整理（経験のミュージアム）

経済政策や社会制度等の分野における我が国の経験を国外での利用が可能な形に整理する。また、必要な情報や分析技術が蓄積されている大学、民間研究機関、企業等の協力を得ていくことも重要であり、そのための条件整備を図る。

ii 知的支援のためのネットワークの構築

旧ソ連地域・東欧等の市場経済への移行を図りつつある国々においては経済政策の各分野をはじめとして広範な知的支援のニーズがある。

現在まで、旧ソ連地域に対しては、日ソ間で締結された技術的支援協力協定等に基づき、他の国に対してはJICAを中心に専門家派遣等を実施している。

これらの国々に対する効果的な知的支援を推進するため、現行のスキームを一層拡充すると同時に、今後、条件が整えば、学識経験者等よりなるチーム（「市場経済移行のためのアドバイザリーグループ」（仮称））を設置し、広く助言のできる人材の情報の収集、管理を行うこと（人材バンク）も含め、マクロ経済政策、物価政策等についての助言等を行うためのネットワークを検討しスキームを補完する。

iii 政策対話の充実

我が国及び我が国の主要な援助対象国である東アジアの発展の経験（広範な人作り等）を生かしつつ相手国との間の政策対話により、相手国がより適切な開発政策を見出すことを支援していく。

政策対話の充実を図るに当たっては、援助マンパワーの充実、マクロの政策対話の論点の整理のための「自助努力統計」（貯蓄額、教育・保健支出等を整理したもの）の作成、国別援助方針の策定を行う。

② 国際的な共同研究開発等の推進

地球的規模の課題の解決等のため、科学技術の分野においても、知的な面での積極的な貢献を行うため、以下の施策を推進する。

i 我が国独自の発想を取り入れた国際共同研究開発を提案し、主導するとともに、国際的ルール作り等環境整備を行う。

ii 国際的レベルで科学技術の創造活動と流通・移転を活性化するため、各国が協調して努力するというテクノグローバリズムの理念の確立を図り、科学技術情報、

科学技術の成果の国際的な流通及び移転を促進する。また、知的所有権制度の国際的ハーモナイゼーション、科学技術に係る諸分野での標準化等に努める。

(3) 科学技術面・エネルギー面での貢献

① 科学技術面での貢献

人類が、安定し、充実した未来を築いていくためには、人間・社会及び環境との調和に配慮しながら、国際公共財ともいえる科学技術の一層の発展を図っていくことが必要である。このため、わが国は、国際的な立場を踏まえ、基礎研究の強化、研究開発基盤の整備等を進めながら、国際的な科学技術活動を強化する必要がある。

i 国際共同研究開発の推進

わが国独自の発想を取り入れた国際共同研究開発を提案し、主導する。

ii メガサイエンス計画等への取り組み

メガサイエンス（国際的な協力が不可欠な大規模な研究開発プロジェクト）については、個々の計画ごとに、他の研究開発を圧迫することのないよう配慮しつつ、取り組み方を検討するとともに、メガサイエンスについての国際的な共通認識の形成に努める。また、産業技術に関する政府の研究開発プロジェクトを、基礎的研究に重点を移しつつ、国際的に開放された形で拡充・強化を行う。

iii 発展途上国への協力の推進

発展途上国に対し、人造りを中心に相手国の国情に応じたきめ細かな協力を行うことを基本的な考え方として、研究協力と技術協力及び資金協力との緊密な連携を確保しつつ、発展途上国の要請の把握、研修員の受入れ、専門家の派遣、共同研究の推進等科学技術協力を質的・量的に拡充する。

iv 旧ソ連地域等への協力の推進

旧ソ連地域等の市場経済への円滑な移行を支援するため、必要に応じ、生産管理等の技術の移転、軍民転換のための技術的支援などを行うとともに、基礎物理等の世界的な水準にある科学技術力の維持、かん養を図るための協力を推進する。

v 国際的な科学技術活動の強化のための環境の整備

国際的に開かれた研究体制を整備するため、国内外における日本語研修の実施、フェローシップの拡充等を行い、外国人研究者の登用・受入れを促進する。

② エネルギー面での貢献

わが国の国際経済及び国際エネルギー市場における地位の高まり、地球環境問題

への世界的レベルでの取り組みの必要性から、環境問題に対応した国際エネルギー需給の安定化の促進のため、積極的にエネルギー分野での国際貢献を果たしていくことが必要である。

i エネルギー政策の国際協調の推進

IEA (国際エネルギー機関) 等の場を通じて省エネルギーの促進、原子力等石油代替エネルギーの開発・導入、緊急時体制の整備、エネルギー分野での共同研究開発等の実施などによりエネルギー政策の国際協調を図る。

ii 発展途上国等への協力

発展途上国等に対して、省エネルギー技術、電力化技術、石炭利用技術等の移転を推進する。

iii 産油国への協力

国際的な石油安定供給に資するため、産油国に対する技術協力、投資促進などの協力を行う。

iv 原子力発電の安全確保のための国際協力

原子力開発利用を推進していく上では、世界的に原子力の安全性が確保されることが重要であり、この観点から旧ソ連・東欧地域、発展途上国等の原子力安全に関する国際協力を積極的に推進する。

(4) 文化面・保健医療面での貢献

① 文化面での貢献

文化面における国際交流・協力の推進を通じて、国民一人一人が異なる文化に対する理解を深め、相互理解と信頼を増進するとともに、世界の文化の向上へ寄与することが求められている。このため、平成元年9月に策定した「国際文化交流行動計画」に基づき、国際文化交流の促進が図られているが、今後は以下の点に重点において、文化、人の両面での国際交流・協力、国際理解の促進を図る。

また、その実行に際しては、国、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの役割を明確にしながら、相互に協力・連携を図る。

i 文化交流の促進

ア〔日本語教育の推進〕

国内外の日本語学習者の増加及び学習目的の多様化等に対応した日本語教育の一層の推進を図る。また、関心の対象や研究目的が多様化している海外の日

本研究に対する協力を推進する。

イ〔芸術文化交流の促進・文化遺産保護への協力〕

多様な芸術文化交流を促進するため、文化施設の整備など国内における芸術文化基盤を整備するとともに、我が国の優れた舞台芸術の海外派遣、各種の芸術文化交流事業を推進する。

また、我が国の優れた文化財の保存修復の技術を生かし、世界の貴重な共有財産である文化遺産保護への協力の推進を図る。

ウ〔国際理解の推進〕

異なる文化に対する理解を深めるため、歴史を含めた自らの国の理解を基礎とした国際理解教育の推進を図るとともに、青少年の国際交流の充実を図る。外国語教育については、JET計画（語学指導等を行う外国青年招致事業）の充実等によりコミュニケーション能力の向上を図る。更に、英語以外の多様な外国語教育を推進する。また、スポーツ交流をはじめ地域レベルにおける国際交流の推進を図る。

エ〔海外子女教育の充実〕

海外子女教育の充実を図るとともに、海外の日本人学校等において現地の学校・社会との交流や現地の子弟の受入れを促進する。

オ〔情報発信能力の強化〕

諸外国との相互理解を深めるため、視聴覚媒体の効果的な活用・充実等により我が国の情報発信能力の強化を図る。

ii 人的交流の推進

研究者・有識者の交流や留学生の受入れの促進等人的交流の推進を図る。

iii 地域研究の推進

変化する国際社会の中で、我が国が国際交流、協力の一層の推進を図るためには、世界の諸地域・諸国について政治、経済、社会、文化、歴史、自然等を総合的に捉える地域研究が重要になっている。このため、従来学問的な蓄積の少ない地域を中心に地域研究を推進するとともに、個々の地域研究を連携する総合的な地域研究の推進を図る。また、これらの研究成果を経済協力の推進に生かしていくことが必要である。

② 保健医療面での貢献

がん、エイズ等の疾病の予防及び治療、麻薬乱用問題の解決は世界共通の課題で

あり、また、発展途上国の保健医療水準向上の必要性は国際的にも強調されているところである。我が国は、大きな経済力と高い医療技術を持った国際社会の一員として、これらの問題に対して積極的に取り組んでいく必要がある。

i がん対策、エイズ対策への取り組み

現在「対がん10カ年総合戦略」に基づき諸外国と協力しつつ推進されているがん対策については、その成果を踏まえつつ、研究者の海外派遣、国際共同研究など諸外国と連携して総合的取り組みを推進する。

また、エイズ対策については、「エイズ問題総合対策大綱」に基づき国際協力を積極的に推進しているところであり、WHO（世界保健機関）のエイズ対策事業に対する資金拠出の強化を図るとともに、国際研究協力や発展途上国のエイズ対策への協力を一層推進する。

ii 麻薬問題への取り組み

近年深刻化しつつある世界の麻薬問題に対しては、我が国における取締りや啓発活動を強化する一方、代替作物の促進等に経済協力を活用するなど麻薬生産地域の社会経済的發展を図りつつ、国連等による麻薬対策事業への支援を一層強化する。

iii 発展途上国の保健医療水準向上の支援

今後の保健医療協力の実施に当たっては、相手国の人材育成を支援すること、相手国の実情に適合した技術を移転すること、国際機関等との連携を強化することなどに重点をおいて支援活動を充実させることが重要である。また、発展途上国の災害時緊急援助活動における医療チームの派遣なども今後一層充実していく。

3. 経済協力の多様な展開

(1) 基本的課題と方向

発展途上国における依然として厳しい貧困問題を解決し、発展途上国の発展と安定を図ることは、地球社会の繁栄と安定のために不可欠である。我が国のODAは、途上国の飢餓や貧困を看過できないという人道的考慮と、国際社会の相互依存の認識から発展途上国の経済開発、民生向上を主たる目標とし、これらの国の自助努力を支援するとの立場をとってきたところであり、その役割はますます重要なものとなっている。

また、これまでアジア地域に重点的に配分されてきたが、この地域は世界のいわば「成長センター」として今後とも活力が維持されることが期待されていること、インド、中国等人口大国における貧困解消への貢献は地球的視野から効果が大きいと考えられること等から、引き続きこの地域を重視していくことは意義のあることである。

経済協力の実施に当たっては、相手国の発展段階に応じて、ODAの各種形態を適切に組み合わせるとともに、貿易・直接投資等も含めた広範な経済協力を推進し、その効果の一層の向上を図ることが重要である。また、相手国の歴史的文化的事情に配慮すべきことはいうまでもない。

更に、地球的規模の課題である地球環境問題、人口問題の解決、旧ソ連地域・東欧等の民主化、市場経済への移行等の課題に向けて、多様な経済協力を通じて積極的に取り組んでいくことが求められている。

(2) ODAの充実

① 地球環境保全への活用

環境問題に対する発展途上国の自助努力を支援するとの観点から、環境関連案件への経済協力を積極的に推進する。また、政策対話を通じて発展途上国の理解を深める等、開発と環境の両立に向けて多面的な方策を実施する。

② 人造りの総合的推進

幅広い人造りを目指すことが開発の重要な要因であり、発展途上国における人造りの重要性が増している。

また、途上国自身が研究開発能力及び適応能力を高めるような研究協力を推進する。

今後とも総合的な方策を活用し、発展途上国の人造りを進めるための環境整備に取り組む。

③ 人口問題への対応

人口問題に対応するため、女性に重点を置きつつ教育の普及を図るとともに、経済発展等を通じて女性の就業機会の拡大と就学年数の増大を図る。また、家族計画等の分野においても、国連人口活動基金(UNFPA)等を通じた協力のほか、二国間協力を推進する。さらに人口増加が見込まれる中で、発展途上国の食料確保等に向けた協力を推進する。

④ 量の拡充

今後とも、ODAの分野において地球環境問題等の多様なニーズに対応しつつ積極的貢献を行っていくため、先進国の援助動向や国際社会に占める我が国の地位にふさわしい貢献の在り方を踏まえ、我が国の財政事情も考慮しつつ、中期的な援助方針の下でODAの着実な拡充を図る。また、ODAの国際目標を念頭に置きつつ、対GNP比率の着実な改善に努める。なお、援助の拡充に伴う財政負担の増加については、国民の合意を得ることが不可欠である。

⑤ 効果的なODAの推進

我が国ODAが発展途上国の開発を一層効果的に支援することができるように、以下の諸施策を推進する。

i 評価の充実

ODAの対象案件に対する事後評価をより一層充実し、我が国ODAが発展途上国の開発政策の中で果たした役割を総合的に明らかにするとともに、地球環境保全、参加型開発等の視点からの援助評価の方法を確立する。

ii 連携型援助の推進

テイク・オフしつつある諸国と協調して援助（連携型援助）を行うことにより、その経験やノウハウの活用を通じて、発展途上国のニーズによりきめ細かく対応した援助を実施する。そのため、関係分野における人材交流を活発化していく。

iii 開発と女性（WID）への配慮

女性の開発過程への参加の確保及び開発成果による女性の受益について十分配慮する。

iv 各種援助形態の拡充と連携

無償資金協力について、LLDC（後発発展途上国）等低所得国重視という基本的な視点に立ち、引き続きその推進を図る。有償資金協力については、インフラや人造りの分野も含めその形態の多様化を図る。技術協力についても、民間活動との連携強化を図るとともに、研修生受入れ、専門家派遣等の内容を充実させる。更に、これら各形態のODAが有機的に結びついた援助を行う。

v 実施体制の充実

援助実施に携わる人材の充実・強化を図るとともに、国際機関等との協議、人的交流等を強化する。

⑥ 国際平和・民主化等への取り組み

ODAの実施に当たっての総合的判断の一環として、発展途上国の軍事支出の動向、大量破壊兵器等の開発・製造等の動向、武器輸出入の動向、民主主義、市場指向型経済の導入の努力、自由・人権の保障状況について十分注意を払うとの考え方を示しているところであるが、その推進を図るため政策対話において相手国の理解を求める。

(3) 広範な経済協力の推進

① 直接投資の促進

発展途上国への資金流入に占める直接投資の重要性に鑑み、直接投資が促進される必要がある。特に、中所得重債務国に対しては新債務戦略が順次適用されつつあるが、これらの国については今後の新たな資金源として直接投資に期待されるところが大きい。このため、まず、発展途上国側における経済安定化のための努力及び投資自由化政策、直接投資に関する国際的な枠組みの整備が必要であるとともに、我が国においても、投資保険制度や多数国間投資保証機関(MIGA)等の活用を図る。

② アンタイドローン・貿易保険等の活用

発展途上国等の資金需要に適切に対応するため、アンタイドローン等のその他政府資金(OOF)、貿易保険の活用による民間資金(PF)の還流を進めていく。

③ 三位一体型経済協力の推進

援助、直接投資、輸入が三位一体となった経済協力は、これまで主として東南アジア地域を中心に行われてきたが、その他の地域においてもこの方式の適用を推進することを検討する。

④ 地域協力等への対応

APEC等の地域協力の枠組みに対し、所要の協力を行っていく。また、近年、砂漠化の防止、広域的な水管理等地域的な広がりを持つプロジェクトで、地球環境の保全に資するものについて関心が高まりつつあり、これらについて十分な調査検討を進めていくことが必要である。

⑤ 開発研究・教育の推進

官民の開発専門家を育成するため、大学、研究機関等における開発研究・教育の推進を図る。

(4) 市場経済への移行に対する支援

旧ソ連地域・東欧等の諸国は市場経済への移行に向けて経済改革に取り組んでいるが、様々な困難が発生している。これら諸国における再建が遅延することは世界の平和と安定にとっても問題となることから適切な支援が必要である。

① 東欧諸国

これらの国々は総じて比較的高い発展段階にあることから、貿易、直接投資等を組み合わせた広範囲な経済協力が有効である。また、資金的な側面と並んで、経済運営の手法、市場機構導入の方法、民間中小企業育成のための方策、さらには民営化移行後に伴う企業経営に関する知見が必要であり、これらの分野に対して官民ともに適切な支援を行う。

これらの諸国の支援に当たっては、国際機関、他の支援国と協調を図るとともに、国ごとの特性に配慮したアプローチが必要である。

② 旧ソ連地域

経済情勢の把握や経済改革へのコミットメントに当たって必要な技術的側面での協力を積極的に進める。特に、東欧諸国と同様の分野に対して官民ともに支援していくことが重要である。

将来については、日露関係の正常化等いくつかの問題の解決が前提ではあるが、たとえば、我が国との地理的關係等を踏まえると、ロシア連邦の極東シベリア地域における協力が重要となる可能性がある。また、我が国が引き続きアジア地域を重視していくという立場からは、中央アジア諸国への支援が重要である。

③ アジア諸国等

モンゴル、ネパール、インドシナ諸国、中米等の民主化、市場経済への移行を進めている国々の努力に対し、適切に支援を行うことが重要である。

4. 国際貢献のための新たな基盤の整備

我が国が地球的規模の課題に対し積極的な役割を果たしていくことは、国民の幅広い理解があってはじめて可能である。国民の理解が醸成されるためには、国際貢献活動に対する国民のより幅広い自発的な参加が重要であり、そのための条件整備が必要である。

(1) より幅広い国民参加の推進

①〔ボランティア休職制度の導入等〕

近年、国際貢献を含めたボランティア活動に参加する社員に対する休職制度の導入等社員の社会貢献活動を評価し、支援する企業がみられる。今後とも制度の一層の導入が望まれるとともにそのための環境整備が必要である。また、このような活動への参加が高く評価されるよう、国民・企業の意識改革が望まれる。

②〔地方公務員の派遣を可能にする条例制定の促進〕

公務員については、国家、地方公務員とも法整備がなされているところであるが、地方公務員については、この法律に基づく派遣を可能にする条例の制定を促進することが望まれる。

③〔NGOへの支援・連携〕

草の根レベルの国民参加ときめ細かな対応を図るため、引き続きNGOに対する支援、NGOとの連携を進めていく。

④〔寄付制度の活用〕

幅広い層の国民の自主的な資金面での参加のために、寄付金控除制度、国際ボランティア貯金、寄付金付郵便葉書等の寄付制度を活用する。

⑤〔安全確保策の強化〕

派遣された人員の安全確保のために当該地域の状況把握や連絡体制の整備等の安全確保策の強化を図る。

(2) 国民の理解の促進

①〔国際理解教育の推進〕

地球的規模の課題とそれに対する我が国の役割を認識し、併せて相互理解を促進するため、国際理解教育を推進する。

②〔広報活動の推進〕

ODAに関する広報窓口の設置を検討する等国際貢献の意義と内容に対する国民の理解を深めるため、積極的な広報活動を推進する。

(3) 資金面等での基盤の整備

① 前述したように、地球環境問題は人類の生存を脅かすものになる恐れがあり、長期的視野から喫緊に取り組むべき人類の最大の課題となっている。また、旧ソ連地

域・東欧等への適切な支援は、これらの地域のみならず、世界の平和と安定に対しても重要な課題となっている。更に、地球環境問題をはじめとする地球的規模の課題の解決のために、国際公共財ともいえる科学技術の進歩が必要になっている。

② 我が国は、近年顕在化しつつある地球的規模の課題に対し、積極的な役割を果たしていく必要があるが、このような新たな課題への対応に当たって資金面での基盤の整備の必要性が高まっている。

③ 今後、このような新たな課題の解決への対応についての検討の進展を踏まえつつ、そのための必要な資金の確保についても、広く国民の理解を得ながら検討していく必要がある。

④ また、資金面以外にも、地球社会と調和した経済社会システムへの変革や新しいライフスタイルの実現等地球社会との共存のためのより広い意味でのコストについて国民の理解が求められる。